

「空き家等を活用したささえあい拠点認定制度事業」実施要綱

1 目的

この事業は、地域コミュニティの推進を図るため、空き家や空き店舗（以下「空き家等」という。）を住民が福祉活動や交流の場として活用した場合に、継続した取り組みとなるよう「ささえあい拠点」として認定し、支援することを目的として実施する。

2 実施主体

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施主体となり、会津若松市と連携して実施する。

3 認定対象団体等

(1) 団体等の要件

認定の対象となる団体等は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- ① 本会の「ふれあい・いきいきサロン会」として本会に登録する団体
- ② 地区社会福祉協議会
- ③ その他、市長または会津若松市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めた地域コミュニティ活動団体

(2) 空き家等の要件

認定の対象となる空き家等は、次に掲げる要件を満たすものとする。尚、営利を目的とする活動、特定の個人や団体、政党、宗教等を利する活動、その他会長が適当でないと認めた活動は認定の適用外とする。

- ① 会津若松市内に所在する空き家等であること。
- ② 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。
- ③ 地域サロン会等が所有者から無償で借り受け、一定期間の契約が締結していること。
- ④ 空き家等が地域サロン会等の活動範囲内に所在すること。
- ⑤ 申請団体が行う活動や事業に相応な規模であること。

(3) 活動、活用等の要件

認定の対象となる活用等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 広く地域住民に呼びかけて行う地域福祉活動で、地域の誰もが利用可能なこと。
- ② 月1回以上使用されていること。
- ③ 空き家等を活動・交流拠点として活用することについて、サロン会の総会や役員会等で決定されていること。
- ④ 営利を目的とする活動、特定の個人や団体、政党、宗教等を利する活動、その他会長が適当でないと認める活動は適用外とする。

4 認定の申請等

ささえあい拠点の認定を受けようとするときは、ささえあい拠点認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、会長に申請しなければならない。

- (1) 空き家等の家屋及び土地の登記簿謄本又は全部事項証明書
- (2) 空き家等の各部屋の利用状況が分かる平面図
- (3) 空き家等の使用契約書の写し
- (4) 利用記録簿の写しなど、空き家等での活動状況が分かる書類
- (5) 議事録など、役員会や総会で申請を決定したことを証する書類
- (6) その他会長が必要と認める書類

5 認定

会長は、前項の規定により認定申請請求があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、認定が適当と認めるときは、ささえあい拠点認定決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

6 支援の内容

支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動、交流拠点の運営等に関する情報の提供、助言
- (2) 改修費の一部助成
- (3) 固定資産の減免

7 改修費助成の内容

(1) 助成対象

手すりや段差解消、屋根の落雪防止など、別に定める改修工事とする。

(2) 助成の額

助成金の額は、30万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とし、助成は1団体等につき1回とする。

(3) 助成の申請

改修を計画し、助成金の交付を受けようとする団体等は、ささえあい拠点改修等助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。ただし、改修後の申請は、適用外とする。

- ① 改修内容が分かる書類、見積書
- ② 認定通知書の写し
- ③ 所有者の同意書
- ④ その他会長が必要と認める書類

(4) 助成の決定等

会長は、前項の規定により交付申請及び請求があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、助成金の交付が適当と認めるときは、ささえあい拠点改修等助成金交付決定書（様式第4号）により通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

8 固定資産税の減免申請

空き家等の所有者は、地域サロン会等から受け取った認定通知書の写しを固定資産税減免申請書に添付し、市に提出することができる。

9 利用記録簿等の整備

認定を受けた地域サロン会等は、活動、交流拠点の利用記録簿等を備え、空き家等の活用状況を記録するものとする。

10 ささえあい拠点の活用中止

空き家等を活用しなくなった場合は、速やかに、ささえあい拠点活用中止届書（様式第5号）を本会に提出するものとする。

11 認定の取り消し等

認定要件を満たさなくなった場合、また、活動報告がない場合は、認定を取り消すものとする。また、虚偽の申請により認定を受けた場合は、遡って認定を取り消し、交付した助成金や固定資産の減免についても遡って取り消すものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年9月1日から施行する。